

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

4月学期初めのオリエンテーション期間中に、1～4年生を対象に教職課程履修に関するガイダンスを行っている。新入生に対しては、教職課程カリキュラム、及び履修上の留意事項等について全般的な説明を行っている。2年生以上の学生に対しては前後期のオリエンテーション時に教職課程履修ガイダンスを開き、教職課程履修について学年別に詳細な説明を行っている。3年生に対しては、4月以後も、数回のガイダンスを実施し、実習手続きが円滑に行われるようにするとともに、実習における心構えや留意事項についての指導が徹底されるように配慮している。4年生に対しては、教育実習依頼校との連絡、実習校への書類の提出の詳細な説明、教員採用試験のガイダンス、受験指導（特別講師を招いた採用試験対策講座）も行っている。10月においては、4年生に対し教職関係の授業の中で逐次教員採用に関する情報を提供するようにしている。各都道府県教委からの情報については掲示して学生に周知するようにしている。さらに個別の問題については、教職課程担当主任及び教務課の教職担当課員が随時学生個人との面談を行い、きめ細かい指導を行っている。

【実習受講資格】（2022年度以降入学生）

<幼稚園・小学校>

- ① 初等教育実習Ⅰ（幼稚園）については、1年次の所定の「幼稚園一種免許状に関する科目」の単位を6単位以上修得していること。
- ② 初等教育実習Ⅰ（幼稚園）については、1年次の成績平均点数（GPA）が2.0以上であること。
- ③ 初等教育実習Ⅱ（幼稚園）については、1年次、2年次、3年次の所定の「幼稚園一種免許状に関する科目」の単位を34単位以上修得していること。
- ④ 初等教育実習Ⅱ・Ⅲ（小学校）については、「小学校一種免許状に関する科目」の単位を53単位以上修得していること。
- ⑤ 初等教育実習Ⅱ・Ⅲ（幼稚園・小学校）については、1～3年次の成績平均点数（GPA）が2.0以上であること。
- ⑥ 科目等履修生が、初等教育実習に参加を希望する場合、本学卒業生のみに参加を認める。

<中学校・高等学校・栄養>

- ① 1～3年次の所定の「教育の基礎的理解に関する科目」（選択必修科目を除く必修科目）及び「各教科の指導法Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得し、3年次までの全履修科目の成績平均点数（GPA）が2.3以上であること。
編入学した学生については、3年次の全履修科目の成績平均点数（GPA）が2.3以上であり、1～3年次の所定の「教育の基礎的理解に関する科目」（選択必修科目を除く必修科目）及び「各教科の指導法Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。
- ② 3年次終了時点において、それまでに履修した「教科に関する専門的事項」の科目の平均点数（GPA）が2.3以上であること。
栄養教育実習においては、専門科目の成績平均点数（GPA）が2.8以上であること。
- ③ 教科教育法Ⅱ（3年次）において、当該科目担当者が教育実習参加に相応しいか否かの判断を迷う学生に関しては、15回目の授業終了後の補講期間中等に査定の模擬授業を実施し、中等教職課程委員会で教育実習参加の可否を決定する。
- ④ 科目等履修生が、初等教育実習に参加を希望する場合、本学卒業生のみに参加を認める。